

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、はじめようハマライフ助成事業費補助金（以下「移住・就業支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号静岡県くらし・環境部長通知）、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、浜松市へ住民票を異動し生活の本拠を浜松市へ移すことをいう。

2 この要綱において「中小企業等」とは、移住・就業支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。

3 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特区別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

4 この要綱において「浜松移住コーディネーター」とは、浜松移住コーディネーター設置要綱第1条の2に規定するコーディネーターで、本市への移住・定住を積極的に促すため、移住を検討している者及び移住する者に対して適切な情報提供や相談対応等の支援を行う者をいう。

5 この要綱において「浜松市中山間地域 Welcome 集落制度」とは、浜松市中山間地域 Welcome 集落報償金交付要綱第2条第1項に規定する Welcome 集落が、集落の住民が主体となって積極的に移住者の受け入れに取り組む制度をいう。

6 この要綱において「起業支援金」とは、静岡県移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号静岡県くらし・環境部長通知）に基づき静岡県が補助する事業者が起業家に対して支出する補助金をいう。

(対象者)

第3条 移住・就業支援金の対象となる者は、申請時において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)、(3)、(4)又は(5)の要件を満たす就業、起業等に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては(6)の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元の対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 移住・就業支援金の申請時において、移住後1年以内であること。

(イ) 浜松市に、移住・就業支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））又はその前歴事業を活用した移住支援金（以下「支援金」という。）を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、浜松市が認める場合を除く。

(エ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。

(オ) 浜松市税を完納している者であること。

(カ) その他市長が不適当と認めた者でないこと。

(キ) 移住・就業支援金と趣旨を同じくする、市の他の助成制度による財政的支援を受けていない者、又は受ける見込みのない者

(ク) 移住・就業支援金と趣旨を同じくする、国、他の地方公共団体又は公共団体の助成制度による財政的支援を受けていない者、又は受ける見込みのない者

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が移住・就業支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時にお

いて当該中小企業等に就業していること。

- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が移住・就業支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該中小企業等に、移住・就業支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において引き続き就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住・就業支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げるアのいずれかに該当し、かつイのいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

- (ア) 移住前に本市の移住相談窓口を利用して移住相談を3回以上行った者
- (イ) 移住前に本市の職員または移住コーディネーターによる現地案内を受けた者
- (ウ) 移住前に本市が開催する移住者交流会や移住セミナーに参加した者
- (エ) 移住前に市の中山間地域 Welcome 集落制度を利用して現地案内等を受けた者

イ 地域の担い手確保の要件

- (ア) 前アの(ア)(イ)(ウ)については市内の法人または農林水産業に就業した者
- (イ) 前アの(エ)については当該集落に移住して集落の自治会に加入した者
- ウ 前イの(ア)の市内の法人に就業した者においては、第3条の1(2)アの(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「中小企業等」とあるのは「市内の法人」と読み替えるものとする。

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住・就業支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住・就業支援金の額）

第4条 移住・就業支援金の額は、別表1のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 移住・就業支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、支援金の申請は、同一世帯で1回限りとする（ただし、第3条の1（1）ウの（ウ）のただし書きに該当する場合は除く。）。

- （1）写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- （2）移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- （3）移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- （4）移住元の市区町村税の完納証明書その他移住する直前に在住していた市区町村において最近1か年市区町村税を滞納していないことを証明する書類
- （5）別表2に掲げる証明書類等
- （6）その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。

- （1）移住・就業支援金の申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第3号様式）を提出しなければならない。

なお、市長は当該報告がない場合は、（5）に定めるとおり、移住・就業支援金の交付の決定を取消することができる。

- （2）移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、（3）に定める返還請求を行う場合があります。）
- （3）市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

ア 全額の返還

- （ア）虚偽の申請等をした場合
- （イ）移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合
- （ウ）移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合
- （エ）起業支援金の交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合

- （4）浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。

- (5) 規則第17条第1項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(交付の決定等)

第7条 市長は、移住・就業支援金の交付の申請があったときはこれを審査し、申請が適当であると認めたときは移住・就業支援金の交付を決定し、浜松市ははじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書（第4号様式）により通知した上、申請から3か月以内に移住・就業支援金を交付するものとする。

2 市長は、申請が適当でないと認めたときは移住・就業支援金の不交付を決定し、浜松市ははじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住・就業支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、浜松市ははじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書再交付願（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、前条の再交付を認めたときは、浜松市ははじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書（再交付）（第7号様式）により交付するものとする。

(移住・就業支援金の返還)

第10条 市長は、移住・就業支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合
- ウ 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合

2 市長は、前項の規定により移住・就業支援金の返還をさせるときは、返還命令書（第8号様式）により通知する。

3 市長は、第7条の1の規定により移住・就業支援金の交付を受けた者の申請日から5年間の居住状況について、住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写し等により確認するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項第1号アの規定は、令和2年1月1日以降に転入した者に適用する。
- 3 平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間に転入した者に係る新要綱第3条第1号アの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。
- 2 改正後の浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号ア（ウ）、第2号イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者（第2号イの場合にあっては、令和3年3月1日以降に移住し、かつ、就業した者）について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱第4条の別表1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について適用し、令和4年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱第4条の別表1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和5年4月1日以降に移住した者について適用し、令和5年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月31日から施行する。
- 2 改正後の浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱第3条の1（1）イ（イ）、1（2）ア（エ）、1（2）イ（イ）及び1（6）エの規定は、この改正の施行の日以降に移住した者について令和5年12月1日から適用し、令和5年8月30日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱の第2条の3、第3条の1（1）ウ（イ）及び（ウ）、1（3）イ、1（4）、第5条の1の規定は、令和7年4月1日以降に移住した者について適用し、令和7年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条関係）

区 分	移住・就業支援金の額
単身での移住の場合	6 0 万円
2 人以上の世帯での移住の場合	1 0 0 万円
1 8 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	1 8 歳未満の者一人につき 1 0 0 万円を加算

（注） 1 8 歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 1 8 歳未満である者（申請者の配偶者が 1 8 歳未満である場合は除く）をいう。

別表 2（第 5 条関係）

区 分	証明書類等
移住・就業支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（第 2 号様式）
移住・就業支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	テレワーク就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（第 2 号様式の 2、または第 2 号様式の 3）
移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者	・市内の法人に就業した者は就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（第 2 号様式） ・農林水産業に就業した者はその業に就業したことが確認できる書類 ・Welcome 集落に移住した者は自治会加入証明書（第 2 号様式の 4）
移住・就業支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者（通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ）	在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

第1号様式（第5条関係）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
交付申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱に基づき、移住・就業支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日（西暦年月日）
氏 名	(署名又は記名押印をしてください。)		年 月 日
住 所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

支援金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口	起業
--------	--------	----------	-------	------	----

3 移住・就業支援金の口座振込

交付の決定があった場合には、移住・就業支援金は次の口座に振り込みしてください。

移住・就業支援金の額	円		
振込先金融機関	銀行 金庫 農協 本店 支店 営業部 出張所		
預金種別	普通預金 ・ 当座預金		
預金口座番号	第 号		
フリガナ			
口座名義人			

4 同意・誓約事項

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり、同意または誓約します。（同意等欄に☑を記入）

同意等欄	同意・誓約・承諾事項
☐	1 報告及び立入調査に関する誓約 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じます。
☐	2 補助金の返還等に関する誓約 以下の場合には、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱に基づき、移住・就業支援金の全額又は半額を返還し、加算金及び遅延損害金の請求があった場合は、その請求額を支払います。 ア 移住・就業支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額 イ 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市以外の市区町村に転出した場合：全額 ウ 移住・就業支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額 エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額 オ 移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市以外の市区町村に転出した場合：半額
☐	3 住民基本台帳の閲覧等についての同意 上記2の誓約事項が遵守されているか確認するために、浜松市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写しにより確認することに同意します。 静岡県及び浜松市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
☐	4 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意 浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。
☐	5 暴力団排除に関する誓約 浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。 また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。 (1)次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、世帯向けの金額を申請する場合は、その世帯員についても次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ・暴力団（浜松市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。） ・暴力団員等（浜松市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・暴力団等の反社会的勢力 ・暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から５年以上継続して、浜松市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
過去１０年以内の申請者を含む世帯員に係る本支援金の受給状況		A. 受給している		B. 受給していない
（申請者や世帯員の受給歴がある場合のみ記載） 受給した支援金を全額返還し、又は、過去申請時に１８歳未満の世帯員が５年以上経過し、１８歳以上となり、申請している		A. 該当する		B. 該当しない
（就業・起業、関係人口（就業）の場合のみ記載） 申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業、関係人口（就業）の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. ３親等以内の親族に該当しない		B. ３親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 浜松市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 移住先でテレワークにより勤務（原則、通勤しない）している		A. 勤務している		B. 勤務していない
（関係人口の場合のみ記載） ・移住前に本市の移住相談窓口を利用して移住相談を３回以上行った。 □移住前に本市の職員または浜松移住コーディネーターによる現地案内を受けた。 □移住前に本市が開催する移住者交流会や移住セミナーに参加した。 □浜松市中山間地域 Welcome 集落制度を利用して現地案内等を受けた		A. 該当する		B. 該当しない
（関係人口の場合のみ記載） □市内の法人または農林水産業に就業した。 □浜松市中山間地域 Welcome 集落制度を利用して当該集落に移住し集落の自治会に加入した		A. 該当する		B. 該当しない

6 移住元の住所

(注) 移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期間（西暦年月日）	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

7 （東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京特別区への在勤履歴

(注) 5年以上の在勤履歴を記載

期間（西暦年月日）	就業先	就業先の住所

8 （東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載）

東京特別区への通学履歴

期間（西暦年月日）	通学先	通学先の住所

9 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先及び部署名	
勤務先の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()
テレワークでの勤務時間	1週間あたり 時間

管理コード (浜松市使用欄)	
----------------	--

第2号様式（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日 ※マッチングサイト掲載求人の場合のみ	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない 利用した事業名 ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

備考 移住・就業支援金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び浜松市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 2 号様式の 2（第 5 条関係）

テレワーク就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所 在 地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担 当 者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
勤務形態	原則、通勤せず、週 20 時間以上テレワークにより業務を実施している
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 移住・就業支援金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び浜松市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第2号様式の3（第5条関係）

※個人事業主・法人経営者の方向け

テレワーク就業時間の証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	土曜	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	日祝	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月 時間/月	年 月 日/月 時間/月	年 月 日/月 時間/月
特記事項（備考）			

第2号様式の4（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

自治会加入証明書

住 所

氏 名

上記の者は浜松市中山間地域 Welcome 集落制度を利用して当該集落に移住し、集落の自治会に加入していることを証明します。

名 称

自治会

会長名

印

連絡先

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申出者）
住 所
氏 名

（署名または記名押印をしてください。）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自主返還申出書

私は、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（以下「移住・就業支援金」という。）の交付を受けましたが、下記のとおり、交付を受けた移住・就業支援金の自主的な返還を申し出ます。

なお、返還額については浜松市が指定する方法で支払うことに同意します。

記

申 請 者	フリガナ
	氏名（署名又は記名押印）
	住所（申請・交付時）〒
	↓
	住所（転居・転出先）〒
	電話番号
交 付 決 定 日	年 月 日
交 付 決 定 額	円
交 付 日	年 月 日
返 還 額	円
返 還 申 出 理 由	☐ 申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となったため ☐ 申請日から1年以内に交付の要件を満たす職に在職することが困難となったため ☐ その他（ ）

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- （1） 移住・就業支援金の申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から1年以内に就業した交付の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第3号様式）を提出しなければならない。

なお、市長は当該報告がない場合は、（5）に定めるとおり、移住・就業支援金の交付の決定を取消することができる。

- （2） 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、（3）に定める返還請求を行う場合があります。）
- （3） 市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

ア 全額の返還

- （ア） 虚偽の申請等をした場合
- （イ） 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合
- （ウ） 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合
- （エ） 起業支援金の交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合

- （4） 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- （5） 規則17条第1項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- （6） 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- （1） この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- （2） 移住・就業支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- （3） 移住・就業支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- （1） この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- （2） 移住・就業支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第5号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり不交付を決定したので通知します。

記

1 不交付決定の理由

第 6 号様式（第 8 条関係）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
交付決定通知書再交付願

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書を再交付
願います。

フリガナ			生年月日
氏 名	(署名又は記名押印をしてください。)		年 月 日
住 所	〒	電話番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
交付決定通知書（再交付）

年 月 日付けで申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円 （交付決定日 年 月 日）

2 交付の条件

- （1） 移住・就業支援金の申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から1年以内に就業した交付の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第3号様式）を提出しなければならない。

なお、市長は当該報告がない場合は、（5）に定めるとおり、移住・就業支援金の交付の決定を取消することができる。

- （2） 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、（3）に定める返還請求を行う場合があります。）
- （3） 市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

ア 全額の返還

- （ア） 虚偽の申請等をした場合
- （イ） 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合
- （ウ） 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合
- （エ） 起業支援金の交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合

- （4） 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- （5） 規則17条第1項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- （6） 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- （1） この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- （2） 移住・就業支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- （3） 移住・就業支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- （1） この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- （2） 移住・就業支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付を決定した浜松市は
じめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還を命ずる額
- 2 交付金額
- 3 交付年月日
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還期限